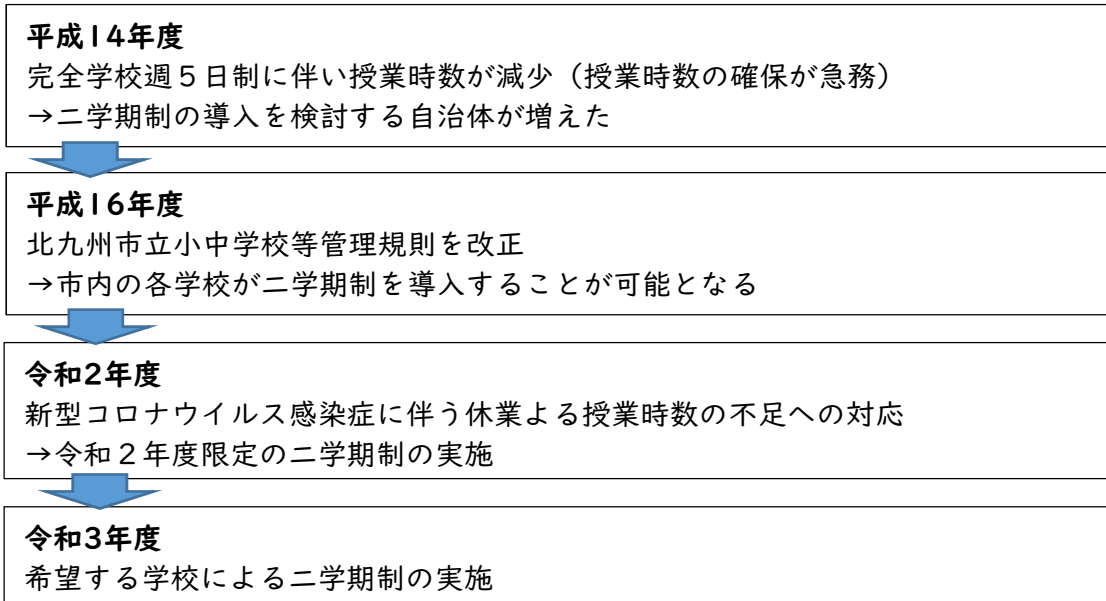


## 二学期制の効果等について

### 1 本市における二学期制の導入の経過について



### 2 本市の状況

#### (1) 取組み

市内の小・中・特別支援学校における学期の区切りについて、本市では二学期制を各学校が選択することができる。学校マネジメントの観点から、学校の課題解決や特色ある学校づくりを行う際の一つの手段として、二学期制について選択制としている。

#### (2) 三学期制と二学期制のスケジュールの比較

##### 【三学期制】

1 学期	夏 休 み	2 学期	冬 休 み	3 学期	春 休 み
------	-------------	------	-------------	------	-------------

##### 【二学期制】

前期	夏 休 み		後期	冬 休 み	春 休 み
----	-------------	--	----	-------------	-------------

※点線枠部分に秋休みを設定する場合もある

#### (3) 現在の実施校（令和3年度～） ※枠内の小学校は中学校区でまとまっている

中学校（2校/62校）	小学校（8校/128校）
篠崎中学校	泉台小学校・清水小学校
白銀中学校	
	到津小学校・井堀小学校・中井小学校
	南丘小学校・南小倉小学校
	西小倉小学校
特別支援学校（全8校）	

### 3 メリット・デメリット(教職員の負担軽減含む)

#### (1) メリット

<b>【時数確保】</b>	始業式等の時間削減で授業時数を確保できる。(6コマ程度)
<b>【評価】</b>	適切に学習状況を評価し、個に応じた指導ができる。特に特別支援学校では、成長や変容を捉えやすく、個に応じた指導がしやすい。
<b>【指導のゆとり】</b>	通知表作成の回数が減ったことで、ゆとりをもって児童生徒と向き合う時間を確保できる。

#### (2) デメリット

<b>【動機付け】</b>	学習の動機付けに課題がある。(考査・通知表の回数減のため)
<b>【保護者への説明】</b>	保護者が学校での学習や生活の様子が把握し難い。
<b>【入試への対応】</b>	考査・評定と入試業務のスケジュールがずれているため、調整が必要。

#### (3) 総括

- 特に特別支援学校では、児童生徒が緩やかに成長するため、成長や変容が捉えやすく評価がより明確になる。
- 教員の負担軽減の効果がある一方、評定算出の機会が減少するため、児童生徒や保護者に対し、夏季休業日前に学習評価の具体的な説明をするための根拠を提示することが難しい。
- 私立高校の受験前の評定の提示が1回となるため、生徒や保護者の不安感が大きい。

### 4 他都市の状況

#### (1) 政令指定都市の状況

- 三学期制 (11) 札幌市、さいたま市、相模原市、浜松市、堺市、神戸市、岡山市、名古屋市、大阪市(1校のみ二学期制)、熊本市、京都市※
- 二学期制 (5) 仙台市、千葉市、川崎市、静岡市、広島市
- 選択制 (4) 新潟市、横浜市、福岡市、北九州市

※ 京都市については、平成30年に「全小中学校による二学期制」から「全小中学校による三学期制」に転換

〈理由〉

- ・児童生徒にとっては、約1ヶ月にわたり様々な体験が可能な夏、新年を迎える冬、進級・進学を迎える春といった長期休業ごとに学習の区切りを設けた方が、その節目ごとに新たな目標を立てて、次期に臨む意欲や切り替え意識を持ちやすい。
- ・中学校で、学期の区切りと評価の時期が一致しない。
- ・三学期制と同様の定期テストの回数となり、時数の確保につながらない。

(平成29年2月 京都市「次期学習指導要領を見据えた教育課程のあり方について」より)

#### (2) 福岡県内の状況(政令指定都市以外の市町村の導入校)

		小学校	中学校
二学期制導入	校数	131/432校	53/195校
	割合	30.3%	27.2%

## 学校教育法施行規則

### <第59条> (学年)

小学校の学年は、**4月1日**に始まり、翌年**3月31日**に終わる。

### <第60条> (授業終始の時刻)

授業終始の時刻は、**校長**が定める。

### <第61条> (休業日)

公立小学校における休業日は、次のとおりとする。ただし、第4号に掲げる日を除き、特別の必要がある場合は、この限りではない。

1. 国民の祝日に関する法律に規定する日
2. **日曜日**及び**土曜日**
3. 学校教育法施行令第29条の規定により教育委員会が定める日

## 学校教育法施行令

### <第29条>

(学期及び休業日)

**公立の学校** (大学を除く。) の学期及び夏季、冬季、学年末、農繁期等における休業日は、**市町村**又は**都道府県**の設置する学校にあつては当該**市町村**又は**都道府県**の**教育委員会**が、公立大学法人の設置する**高等専門学校**にあつては当該公立大学法人の**理事長**が定める。

## 北九州市立小中学校等管理規則（抜粋）

## 第2章 学年学期及び休業日

（学年学期）

第2条 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

2 学年を分けて次の3学期とする。

第1学期 4月1日から8月25日まで

第2学期 8月26日から12月31日まで

第3学期 1月1日から3月31日まで

3 前項の規定にかかわらず、校長は、教育上必要があるときは、学年を分けて2学期とすることができる。この場合において、校長はあらかじめその理由及び期日を明らかにし、教育委員会の承認を受けなければならない。

（休業日）

第3条 休業日は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日のほか次のとおりとする。

（1） 夏季休業日 7月21日から8月25日までの日

（2） 冬季休業日 12月24日から翌年の1月7日までの日

（3） 学年末休業日 3月25日から同月31日までの日

（4） その他の休業日 前3号に定めるもののほか、校長が特に休業を必要と認める日で年間を通じ10日以内の日

2 前条第3項の規定により学年を分けて2学期とする場合は、校長は、秋季休業日を設けることができる。この場合において、校長はあらかじめその理由及び期日を明らかにし、教育委員会の承認を受けなければならない。

3 第1項第1号に規定する期間中校長が必要と認める場合は、その指定する日に児童又は生徒を登校させることができる。

4 第1項第1号及び第2号に規定する休業日の期間は、学校の実状その他の事由により変更することができる。この場合において、校長はあらかじめその理由及び期日を明らかにし、教育委員会の承認を受けなければならない。

5 第1項第4号に規定する休業日については、校長は、あらかじめその理由及び期日を明らかにし教育委員会に届け出なければならない。

6 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事由があるときは、校長はあらかじめ教育委員会に届け出て休業日に授業を行うことができる。ただし、代日休業を取る場合は、原則としてその間近の日とする。